

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」

事業主の皆様へ 労働保険の成立手続はお済みですか？
1人でも労働者を雇ったら、労働保険の加入が必要です

厚生労働省では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め全国的に広報を行うほか、三重労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携して、労働保険の未手続事業場を戸別訪問する等により、加入促進を図っています。

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」の総称）は政府が管理し、運営する強制保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず加入が法律で義務づけられています。

労働保険

労災保険（労働者災害補償保険）

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行います。

また、労働者の社会復帰促進など、福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険

労働者が失業した場合や雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行います。

また、労働者の能力の開発や向上等労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

している

労働者を雇用していますか？

していない

労働保険に加入の必要があります

労働保険の加入の必要はありません

今後、労働者を雇用した場合は、労働保険の加入が必要です。

1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用されることが見込まれる者

いる

労災保険及び雇用保険（注1）の両保険加入

いない

労災保険のみ加入

「労働保険概算保険料申告書」を提出してください。

管轄の労働基準監督署へ

「被保険者資格取得届」「雇用保険適用事業所設置届」を提出してください。

管轄の公共職業安定所へ

（注1）雇用保険の被保険者とならない場合もあります。
※建設業の現場労災保険については、適用要件が異なります。

※労働保険の加入手続きを怠っていると

1. 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します
2. 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します（費用徴収制度）
3. 事業主の方のための助成金が受けられません



お問合せ先 三重労働局総務部労働保険徴収室 電話：059-226-2100
又は、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

労働保険の加入手続きを怠っていると？

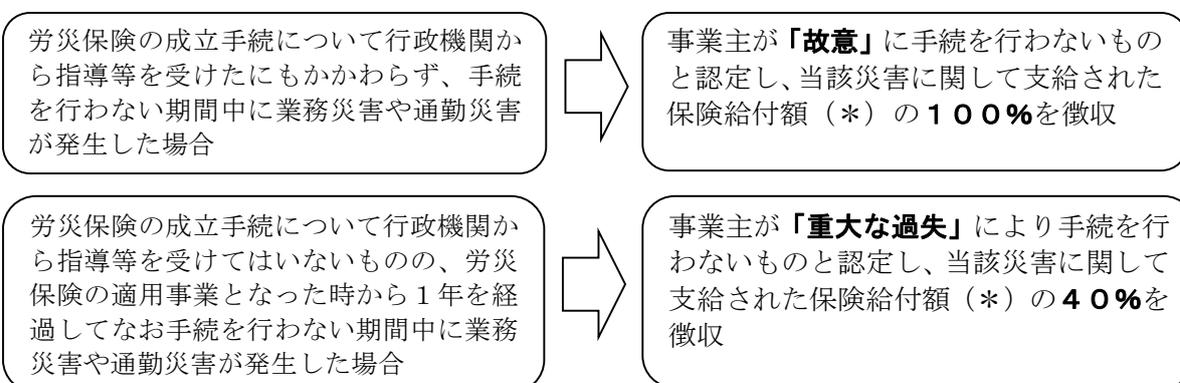
1. 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにも関わらず、労働保険の加入手続きを行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続及び労働保険料額を決定します。

その際、過去の期間についても遑って労働保険料を徴収するほか、併せて追徴金も徴収します。

2. 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します（費用徴収制度）

事業主が「故意」又は「重大な過失」により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に生じた事故について、労災保険給付を行った場合は、事業主から遑って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）するほか、労働基準法の規定による災害補償の価格の範囲で、保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収します。



(*)療養開始後3年間に支給されるものに限る。
また、療養（補償）等給付及び介護（補償）等及び二次健康診断等給付は除く。

※なお、労働保険の成立手続後においても、事業主が一般保険料を滞納している期間中に業務災害や複数業務要因災害、通勤災害が発生した場合、または、事業主の故意又は重過失により業務災害が発生した場合には、保険給付額の一部が事業主から徴収されます。

3. 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金や、特定求職者雇用開発助成金などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

加入手続きを行っていない事業主の方は、速やかにご相談ください。

労働局又は最寄りの労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）で行っております。